

賃貸借契約書

長野県地方税滞納整理機構 広域連合長 阿部守一(以下「賃借人」という。)と
(以下「賃貸人」という。)は、次の条項により、物品の賃貸借契約を締結する。

(総則)

第1条 賃借人、賃貸人両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 賃貸人は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(賃借物品)

第2条 賃借物品の品名、規格及び数量は、次のとおりとする。

(1) 品名及び規格等 別紙仕様書の「1物品の品名、規格、数量、賃借期間等」のとおり

(賃貸期間等)

第3条 賃借期間、引渡し日並びに引渡し日及び場所は、次のとおりとする。

(1) 賃借期間 別紙仕様書の「1物品の品名、規格、数量、賃借期間等」のとおり

(2) 引渡し日及び場所 別紙仕様書の「1物品の品名、規格、数量、賃借期間等」のとおり

(3) 返還日及び場所 別紙仕様書の「1物品の品名、規格、数量、賃借期間等」のとおり

(賃貸借料等)

第4条 賃借料料は次のとおりとする。

(1) 小型自動車(ワゴン 2WD) 1台1月当たり〇〇〇〇円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 △△△円)

(2) 小型自動車(バン 4WD) 1台1月当たり〇〇〇〇円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 △△△円)

(3) 小型自動車(コンパクトカー 4WD) 1台1月当たり〇〇〇〇円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 △△△円)

(契約保証金)

第5条 賃借人は、契約保証金〇〇〇〇〇円をこの契約締結と同時に賃借人に支払うものとする。

2 賃借人は、賃貸借期間が満了したときは、速やかに契約保証金を返還する。

3 契約保証金には、利子を付さないものとする。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、〇〇〇〇〇円とし、長野県地方税滞納整理機構規則第115条第〇号の規定によりその納付は免除する。ただし、賃借人が契約を履行しないときは、契約保証金に相当する額を違約金として納付しなければならない。

(引渡し及び検査)

第6条 賃貸人は、第3条に規定された引渡し日及び場所に賃貸人の負担で搬入し、使用できる状態にする。

2 賃借人は、賃借物品の引渡しを受けるときは、賃貸人の立会いの上でその検査を行い、合格したときは引渡しを受けるものとする。

- 3 賃貸人は、前項の規定による検査の結果不合格となった賃借物品について、賃借人の指定する日までに代品を引渡し、再度検査を受けなければならない。
- 4 前2項の規定による検査に要する費用は賃貸人の負担とする。

(賃借人の義務)

- 第7条 賃借人は、賃貸人の承諾を得ないで、賃借物品を第三者に貸し付けてはならないものとする。
- 2 賃借人は、賃借物品を、善良な管理者の注意をもって維持保存するものとする。
 - 3 賃借人は、賃借物品の全部又は一部が、滅失又はき損した場合は、直ちにその状況を賃貸人に通知するものとする。

(賃貸借料の支払)

- 第8条 賃貸人は、7月、10月、1月及び4月に前3箇月分の賃貸借料支払請求書を賃借人に提出するものとする。ただし、令和5年7月は前1箇月分、令和10年6月は前2箇月分を賃借人に提出するものとする。
- 2 賃借人は、前項により賃貸人から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に賃貸借料を支払うものとする。

(賃借物品の保守等)

- 第9条 賃貸人は、賃借人が賃借物品を常に完全な状態で使用できるよう保守等の責任を負うものとする。
- 2 前項に規定する保守等に必要となる費用は、賃貸人が負担するものとする。ただし、賃借人の責めに帰すべき事由によりその必要が生じたときは、賃借人が負担するものとする。

(費用負担)

- 第10条 賃借人が負担する消費品は用紙のみとし、その他の消耗品等は賃貸人の負担とする。

(返還及び検査)

- 第9条 賃貸人は、賃借物品の返還を受けるときは、賃借人の立会いの上でその検査を行うものとする。
- 2 前項の返還及び検査に要する費用は、賃貸人の負担とする。

(賃借物品の滅失等)

- 第10条 賃借人は、賃借物品がその責めに帰することのできない事由により滅失又はき損したときは、賃貸借料の減額又は契約の解除を請求することができるものとする。

(契約不適合責任)

- 第11条 賃貸人は、賃借物品の引渡し後に直ちに発見することができない種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの発見されたときは、賃借人の指定する日までに自らの負担において当該賃借物品を補修し、又は代品を納入しなければならない。

(権利義務の譲渡、承継)

- 第12条 賃貸人は、賃借人の承認を得ないで、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、賃借人が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承認した場合は、この限りではないものとする。

(損害賠償)

- 第13条 賃貸人は、賃借人の責めに帰すべき事由により賃借物品に損害を生じたときは、賃借人に損害賠償を請求することができるものとする。

2 前項の損害賠償の額は賃貸人と賃借人が協議して定めるものとする。

(契約の解除)

第14条 賃借人は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 賃貸人が、その責に帰すべき事由により、第3条第1項に規定する期限までに賃借物品を引渡ししないとき又は引渡しすることができないと明らかに認められるとき。
- (2) 賃貸人が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から賃借人が受けたとき
- (3) 前各号の場合のほか、賃貸人がこの契約に違反したとき。

(談合その他の不正行為による解除)

第14条の2 賃借人は、賃貸人がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、賃貸人に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
- (2) 賃貸人（賃貸人が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

(歳出予算に計上されない場合の解除)

第14条の3 賃借人は、賃借人の歳出予算において、この契約に係る予算が計上されない場合は、この契約を解除するものとする。

- 2 賃貸人は、前項の規定によりこの契約を解除された場合においては、賃貸人に損害が生じたときは、賃借人にその賠償を請求することができる。
- 3 前項の賠償金は、第4条の月額賃貸借料に第3条の賃借期間満了日までの残余月数を乗じた金額とする。

(債務不履行の損害賠償)

第15条 賃貸人は、その責に帰すべき事由により、第3条第1項に規定する引渡し日までに賃借物品を引渡すことができないときは、当該期限の翌日から引渡しした日までの日数に応じ、賃借料年額に対して年2.5%の割合で計算した額の遅延損害金を賃借人に支払わなければならない。

- 2 賃借人は、その責に帰すべき事由により賃借物品を第3条第1項に定める返還日までに返還しないときは、当該期限の翌日から返還した日までの日数に応じ、年2.5%の割合で計算した額の遅延損害金を賃貸人に支払わなければならない。
- 3 賃借人は、その責に帰すべき理由により、賃借物品を滅失又はき損したときは、代品を返還し、又は修理その他原状回復に必要な費用を賃貸人に支払わなければならない。
- 4 賃借人は、その責めに帰すべき事由により、第8条に規定する期限までに賃貸借料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、賃貸借料に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延利息を賃貸人に支払わなければならない。
- 5 賃貸人は、第11条の場合において、賃借人に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として賃借人に支払わなければならない。
- 6 賃貸人は、第14条及び第14条の2の規定により契約が解除されたときは、第5条に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として賃借人に支払わなければならない。

7 前項の場合において、第5条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、賃借人は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

8 賃貸人は、第1項又は第6項の場合において、賃借人の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても賃借人に支払わなければならない。

(賠償の予約)

第16条 賃貸人は、第14条の2の各号のいずれかに該当するときは、賃借人が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の2倍に相当する額を賠償金として賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第14条の2第1号場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売であるとき、その他賃借人が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、賃借人に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第17条 賃貸人は、当該契約に係る業務遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく賃貸人に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(疑義の解決)

第18条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、賃借人と賃貸人が協議して定めるものとする。

令和 年 月 日

賃借人 住 所 長野県千曲市大字屋代 1881
職・氏名 長野県地方税滞納整理機構
広域連合長 阿部 守一 ㊞

賃貸人 住 所
法 人 名
代表者職・氏名 ㊞

仕 様 書

1 物品の品名、規格、数量、賃借期間等

品 名	小型自動車 (ワゴン 2WD)	小型自動車 (商用バン 4WD)	小型自動車 (コンパクトカー4WD)
規 格	排気量：1,500cc以上 2WD、5ドア、AT (CVT)、ハイブリット、 右ハンドル、新車に限る	排気量：1,500cc以上 4WD*1、5ドア、AT (CVT)、ガソリン、 右ハンドル、新車に限る	排気量：1,400cc以上 4WD*1、5ドア、AT (CVT)、ハイブリット、 右ハンドル、新車に限る
	平成30年度排出ガス規制適合、平成27年度燃費基準達成 長野県内における常用に支障がないこと。		
参考車種	トヨタ フィルダー 日産 ウィングロード 上記車種と同等以上	トヨタ プロボックス マツダ ファミリアバン 上記車種と同等以上	トヨタ アクア ホンダ フィット 上記車種と同等以上
装備及び 付 属 品	パワステ、エアコン、ABS、前席エアバッグ、集中ドアロック、AM/FMラジオ、 時計、タイヤチェーン、フロアマット、サイドバイザー、スタッドレスタイヤ (ホ イール付)、ETC車載器、カーナビゲーション、三角停止表示板 後部席のプライバシーガラス*2		
借入数量	2台	1台	1台
納入期限及 び賃借期間	令和5年4月1日 5年間 (地方自治法第234条の3に 規定する長期継続契約)	令和5年6月1日 5年間 (地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約)	
返 却 日	令和10年3月31日	令和10年5月31日	
納入場所及 び返還場所	長野県千曲庁舎駐車場 (千曲市大字屋代1881)		

*1：4輪駆動と同等の方式も含む。

*2：プライバシーガラスは同等品も可とする。

2 保守内容

- (1) 車検整備及び法定点検整備を含むこと。
- (2) 油脂類・消耗品の交換・補充、点検に伴う簡易は補修等を含むこと。
- (3) 一般修理 (故意による故障以外の修理すべてを含む。)
- (4) エンジンオイル・の交換 (最低5,000kmごと)
- (5) 普通タイヤ、スタッドレスタイヤ及びバッテリーが摩耗した場合は、借用期間中は新品交換を行うこと。
- (6) タイヤのシーズン履替を行うこと。
- (7) 修理時における代車の提供 (代車による事故時の処理及び費用負担を含む)
- (8) その他、各賃借車両の製造会社がメンテナンスノートに定めている点検、整備

3 賃借料に含まれる費用

初期登録諸費用、自動車税環境性能割及び借入期間中の公租公課等 (自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料)、自動車リサイクル法に係る費用、上記2の保守に係る費用
なお、自動車税相当分は含まない。(減免対象予定であるので、申請は賃貸者が行う。)

4 走行距離

1台あたり概ね2,500km/月を予定